長崎県知事 大石賢吾様

長崎県保険医協会 会 長 本田 孝也

(会員数:医師・歯科医師1,900人)

新型コロナウイルス感染症 スクリーニング事業の継続のお願い

県民医療の充実・向上のための日夜のご努力に対し、深く敬意を表します。

「長崎県新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業」は無症状患者をいち早く発見し、院内感染及びクラスターの発生を未然に防ぐ役割があり、入院医療機関の実情に沿った事業で現場から感謝されています。

一方、県医療政策課に確認したところ、本事業は令和4年度を持って終了することが決定されていることを聞きました。その理由として、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが「5類」に引き下がることを挙げましたが、新型コロナウイルス感染症の感染力は季節性インフルエンザの数倍あり、医療機関・高齢者施設等でのクラスターが多数発生するなど、2023年1月の死亡者数は1万人を超えています。今の状況下で、検査・治療への公費負担、コロナ治療にあたる医療機関等への財政措置を廃止すれば、国民の命と健康を守ることはできなくなります。

「5類」に変更されても、医療機関における感染防止対策は何ら変わりません。費用も継続して負担しなくてはならず、4月以降は医療機関の費用持ち出しで検査体制を継続することとなります。また、混合診療に抵触するために、検査費用は患者には請求できませんし、かつ、診療報酬は公定価格で医療機関が料金設定することもできません。新型コロナ感染症関連の検査ができないとなると、他の医療機関との連携にも支障を来してしまいます。感染症法の類型だけで県民の命と健康に重大な影響を及ぼす施策を変更することは断じて容認できません。

つきましては、県民が安心して医療を受けられ、行政が社会的資源である医療機関を支援し、地域医療を確保する観点からも、本事業の継続を強く求めます。

敬具

850-8570

長崎市尾上町3番1号

長崎県庁

医療政策課感染症・がん対策班御中

新型コロナウイルス感染症 スクリーニング事業に関する要望書在中